

実務対応報告公開草案

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」へのコメント

2020年7月30日

経団連 経済基盤本部

質問4（金利指標置換後の会計処理に関する質問）

金利指標置換後の金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いことから、特例的な取扱いとして、事後テストにおける有効性評価の結果、ヘッジ有効性が認められなかったが場合であっても2023年3月31日以前に終了する事業年度まで、ヘッジ会計の適用を継続することができることを提案しています。また、その間、再度金利指標を置き換えたとしても、ヘッジ会計を継続することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

[金利指標改革の実情を踏まえた柔軟な対応]

- LIBORの公表が恒久的に停止となる可能性が高まっている2021年12月末以降、後継金利市場の安定化には相当程度の時間がかかることが見込まれる。このため、公開草案が想定している2023年4月1日以降直ちに、後継金利指標によるヘッジ会計の事後テストが有効性基準の範囲内に収れんするかは現時点では不確実な状況であり、この点を踏まえた対応が必要である。
- 例えば、JICPAの「金融商品会計に関する実務指針」第156項では、「…ヘッジ取引時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果がヘッジ手段の高い有効性を示している限り、たとえ上記により算出した変動額の比率が高い相関を示していなくても、その変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続することができる」と規定されている。後継金利の「変動幅が小さいことによる一時的なもの」と認められるかを判断するには、後継金利指標の設定後、相当の時間を要することを前提に、柔軟な猶予措置を検討すべきである。
- この点、IASBの金利指標改革への対応¹も踏まえ、本実務対応報告においても、実務の混乱をきたす可能性を極力減らすために、2年程度の猶予期間を設ける（LIBOR公表停止の可能性が高まっている2021年12月末から2年経過後最初の3月期決算を迎える2024年3月までの適用とする）ことを検討してほしい。
- なお、仮に公開草案のとおり、本実務対応報告の適用期間を2023年3月までとする場合でも、第48項にある実務対応報告公表1年後の再検討を行う際には、金利指標改革の実情（後継金利の市場や後継金利指標への置換の状況等）を十分に踏

¹ IASB公開草案「金利指標改革 - フェーズ2」（6月に暫定決定）では、本基準が適用される「代替的な指標金利」を、「リスク要素として指定される日から24か月の期間内に独立して識別可能となると企業が合理的に予想している場合」としている（6.9.16項）。IASBは、代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から24か月の期間は、「代替的な指標金利が確立される際の短期的な混乱の可能性を避けつつ、企業が改革を導入して規制上の要求事項に準拠することを可能にするであろう」としている（BC94項）。

まえ、猶予措置の期限を延長することも含めた柔軟な対応をお願いしたい。

[事後テストの起点の明確化]

- 第 13 項を適用して、2023 年 3 月 31 日まで事後テストについての猶予措置を適用した場合には、2023 年 4 月以降に事後テストを行う場合の起点はどこかを明確化してほしい。その際、起点を 2023 年 4 月とすれば、後継金利市場の環境が未熟で不安定であることが想定され、本来は経済的に相関関係の高いはずのヘッジ関係においても非有効と判定されることも考えられることから、起点を「ヘッジ会計適用開始時」とすることも選択できるようにしていただきたい。

質問 5 (注記事項に関する質問)

本公開草案で提案している注記事項に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

なお、LIBOR の公表停止までに契約条件の変更等が完了しないリスクに関する注記や本公開草案を適用していなければ発生していた損益に対する潜在的な影響額の注記についても検討しましたが、これらのような定量的な情報の開示は求めずに、定性的な情報の開示のみを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- 第 51 項の「本実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）」について
 - i. 「ヘッジ手段」と「ヘッジ取引の種類」は重複するので、いずれか一方は削除すべきである。例えば、金利スワップをヘッジ手段とする場合に、「ヘッジ手段」と「ヘッジ取引の種類」の両方に「金利スワップ」と記載する必要はないと考えられる。
 - ii. 「ヘッジ取引の種類等」の「等」について、想定しているものがあれば具体的に記載すべきである。少なくとも、実務上の混乱をきたさないよう、ヘッジ取引の想定元本や時価等の定量的情報が含まれないことを明確にしてほしい。

質問 6 (適用時期等に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- 第 18 項「ヘッジ関係ごとにその適用を選択することができる」とあるが、「ヘッジ関係ごと」とはどの単位を指すか(個別契約単位か適用する金利指標単位か 等)を明確にしてほしい。

以 上